

災害時等におけるバス等の利用に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社 坂本輸送サービス（以下「乙」という。）は、石狩市内において、地震、風水害等による災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における乙所有のバス等の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、バス等を一時的な避難施設、事務室、舞台、倉庫及び人員の輸送、物資・資機材の運搬等に利用すること、並びに事業所敷地内倉庫を一時保管施設として提供すること及び車載の発電機を非常用電源として使用することにより、市民の安全と被害の軽減を図り、避難生活の支援を行うことを目的とする。

（バスの利用要請等）

第2条 甲は、災害時等において、前項の目的でバス等を使用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 要請は、原則としてバス等利用申請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに利用申請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時等に支障を来さないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第5条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡者を選任し、連絡体制表（別紙様式第2号）を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(職員等の同乗)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙のバスに甲の職員等を同乗させることができる。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲の負担額は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払を請求するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成の上、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月20日

石狩市花川北6条1丁目30番地2

甲 石狩市長 加藤 龍幸

札幌市北区屯田3条6丁目3番14号

乙 株式会社 坂本輸送サービス
代表取締役 坂本 範男